

令和7年度の変更箇所（朱書き下線部）

令和6年度京都市高齢者筋力トレーニング普及推進事業に係るプロポーザル方式による
受託候補者選定手続きに関する質問及び回答

※質問文の表現については、趣旨を損なわない範囲で整えています。

【募集要項について】

Q1 4事業内容(1)通所型筋トレ教室において、『原則として本市の運動プログラム「京から始めるいきいき筋力トレーニング」を採用すること。なお、「京のロコステップ+10」については令和6年度からは取り扱わない。』とあるが、運動プログラムのバリエーションのひとつとして実施も認められないか。

A1 「京のロコステップ+10」については、運動効果の有効性は認めるものの、高齢者がステップ台を用いて昇降運動を行う際に、踏み外しやステップ台の破損等によって事故に繋がる可能性があること等から、令和6年度からは実施しないこととしており、バリエーションのひとつとしても認めません。

Q2 4事業内容(1)通所型筋トレ教室において、『定員：1コース当たり最大20名』とあるが、会場の関係上、少ない人数での提案でも問題ないか。

A2 問題ありません。
ただし、効率的な運営の観点から、少ない人数での提案については、評価に影響する可能性がありますので、御承知おきください。

Q3 4事業内容(1)通所型筋トレ教室について、昨年度の利用者数及び利用料を教えてください。

A3 令和4年度の利用者数は、以下のとおりです。
(※1人1コース(全4回)参加=1人換算)
北部：365人、中部：823人、南部：931人、東部：88人、
西部：861人
利用料については、1人1コース(全4回)で2,000円以内の額を徴収することができるとしています。令和5年度までの実績では、1コース2,000円を徴収する事業者が多いです。

Q 4 4 事業内容 (2) 出張型筋トレ教室の申込について「担当区域外の申込みは担当区域の受託者を案内してもよい」とあるが担当区域外の申込みを受託しても良いか。

A 4 京都市内であれば、通所型筋トレ教室の担当区域外の申込みを受託してもかまいません。

Q 5 4 事業内容 (2) 出張型筋トレ教室について、何回実施する必要があるか。

A 5 最低実施回数は設けていませんが、筋トレに取り組む方をより増やすため、積極的な実施を求めます。

Q 6 4 事業内容 (2) 出張型筋トレ教室について、実績回数を教えて欲しい。

A 6 令和4年度の実績は、以下のとおりです。

北部：2回、中部：2回、南部：6回、東部：3回、西部：23回

令和5年度（9月末まで）の実績は、以下のとおりです。

北部：1回、中部：0回、南部：9回、東部：0回、西部：14回

Q 7 5 事業報告について、分析方法を教えてください。

A 7 事業効果の測定及び分析に当たっては、厚生労働省のHPに掲載されている「地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組事例」等を参照し、各社の創意工夫により実施してください。

なお、昨年度の事業効果の分析方法については、プロポーザルの評価の対象としており、企業のノウハウとなることから、公開しません。

Q 8 6 資格者の配置について、理学療法士では条件を満たさないか。

A 8 当該事業は、いきいき筋トレ等の運動プログラムを集団に対して実践指導することで、高齢者の体力の維持・増進と運動の習慣化を図ることを目的とした事業のため、理学療法士ではなく、健康運動指導士又は健康運動実践指導者の資格を有する者を条件としております。

Q 9 6 資格者の配置について、実績として何名で実施しているか教えて欲しい。

A 9 1～2名程度で実施している会場が多いです。

Q 1 0 7 委託料上限額(2)出張型筋トレ教室において、『ただし、全受託者の委託料の合計額が3,422千円(税込)までとする。委託料は、年度末に実績に応じて一括支払い』とありますが全受託者の委託料合計額が上限を超えた場合、委託料が支払われる受託者は、何を基準に選定されるか。

A 1 0 年度当初に各事業者から提出いただく事業計画案を基に、協議のうえ、事業計画を決定し、原則としてその範囲内で事業を実施していただきます(追加実施分はその都度、本市に協議のうえ許可を得ること)。したがって、全受託者の委託料合計額が上限を超えることは想定していません。

【提出様式について】

Q 1 1 各提出様式について、適宜枚数を増やして作成して良いか。印刷方法は、A 4 両面印刷で良いか。副本は社名記載で問題ないか。

A 1 1 必要に応じて各提出様式の枚数を増やして記載いただくことは妨げませんが、簡潔に記載してください。

印刷方法は、A 4 両面印刷で問題ありません。

~~副本については、社名を黒塗り等で伏せて提出いただきますよう、お願いいたします。~~

副本について、社名記載で問題ありません。

Q 1 2 第1～3号の様式について、押印不要でよいか。

A 1 2 押印不要です。

Q 1 3 (第3号様式)暴力団排除措置に係る誓約書において役員及び使用人の範囲を教えてください。

A 1 3 (第3号様式)暴力団排除措置に係る誓約書には、法人の役員は全員記載してください。また、使用人(職員)については、当事業の責任者のみ記載してください。

Q 1 4 (第 9 号様式) 人材育成に関する取組は、健康運動指導士または健康運動実践指導者の育成に関してのみの取組についてか、もしくは全般的な指導者育成の取組についてでも良いか。

A 1 4 (第 9 号様式) 人材育成に関する取組については、当事業に携わる職員に対して、法人としてどのような人材育成の取組を行っているかを評価します。

そのため、健康運動指導士または健康運動実践指導者に限定して評価するものではありませんが、これらの資格保有者の育成に関する取組に重点を置いて評価しますので御承知おきください。

Q 1 5 (第 9 号様式関連資料) としての就業規則は、正規雇用職員とパートタイム職員の両方が必要か。

A 1 5 両方御提出ください。

【事業の実施に係る留意点について】

Q 1 6 第 8 条 (実施報告) 関係に記載されている「参加者アンケート」及び「参加者に提示する結果票等」は、任意様式か。

A 1 6 受託者に対しては、参考となる様式を本市から提供します。事業効果の分析等に必要な範囲で、追記していただくことは可能です。

【その他】

Q 1 7 当事業に関して実施期間が 1 年間であり、利用された方のその後の状態把握やフォロー等はどのようにされているか。

A 1 7 当事業は、主として参加者に対して運動の習慣化を図ることを目的とした事業のため、長期的な状態把握やフォローは委託事業の対象としていません。

なお、通所型教室については 1 コース (全 4 回)、出張型教室については基本的に 1 回完結です。

Q 1 8 事業効果の測定結果等を開示して欲しい。

A 1 8 事業効果の測定結果等については、個人へのフィードバックに活用しており、公開していません。

Q 1 9 独自の広報を検討しているが、受託者負担で実施して良いか。また、市民しんぶんへの掲載はされるか。

A 1 9 受託者負担で、独自の広報を実施することはかまいません。広報に当たっては、受け手に誤解がないよう、適切な内容となるよう注意してください。

市民しんぶんへの掲載並びにチラシの作成及び本市の施設での配布については、例年どおり、本市負担で実施することを想定しています。

Q 2 0 気象警報等の発令時の実施の可否についての基準を教えてください。また、中止となった場合の委託料の取扱い、参加費の取扱いについて教えてください。

A 2 0 暴風警報・特別警報発令時は事業を中止してください。その他の警報等が発令されている場合は、特段の基準は設けておらず、各地域で状況が異なる場合があるため、受託者の判断で事業を中止することは妨げません。

委託料は、実績に応じた支払いとなるため、中止となった場合は、支払いません。また、中止となった場合の利用料については、応分の額を各参加者に返金していただくことを想定しています。例えば、1 コース（全4回）の利用料を2,000円とした場合、1回中止すれば500円を返金していただくものです。なお、代替日を設けて、実施した場合については、この限りではありません。